

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

案件名	登別市空家等対策計画（案）への意見公募	
意見の募集期間	平成28年12月1日から平成28年12月30日まで	
担当グループ	登別市都市整備部 都市政策グループ	
意見の提出件数	5件	
提出された意見の概要と市の考え方		
No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>「空家バンク」のサイトに登別市民の登録が一件もありません。</p> <p>所有者登録を促す為町内会組織を含めた積極的なPRが必要です。</p>	<p>本計画（案）にもありますとおり、市では、市民からの相談に応じて「北海道空き家情報バンク」への登録及び紹介を行い、併せて、市による空き家情報の登録・案内制度の設置の検討を進めることとしております。</p> <p>今後、さらなる周知の方法として、各物件の所有者に対しても郵送等の手段により当バンクのPRを行って参りたいと考えているところです。</p>
2	登別市の第三セクターに所管業務として不動産仲介業務を行う。	<p>空家、空地の売買や賃貸など不動産を流通させることは、空家等の解消や市内経済の活性化に繋がることから、その仲介業務は専門知識を有する不動産事業者が担うことが適当であると認識しておりますので、第三セクターの設立は考えておりませんが、市内不動産事業者と連携を図り、空家等対策を進めて参りたいと考えております。</p>
3	<p>空家、空地について登別市への寄付を受け入れる。但し、所有権移転費用等の必要費用は寄付者の負担とする。</p> <p>売却金、入居者家賃収入は登別市第三セクターの収益金とする。</p>	
4	売却に時間のかかる空家で即入居可能な寄付物件は希望者に賃貸する。	
5	空家、空地の修理、除草の維持費がかかる為当該物件の所有者の現金寄付も受けるようにする。	<p>また、空家等の適切な管理などについて周知・啓発を行い、所有者等が自ら適切に維持管理してもらえよう努めて参りたいと考えております。</p>